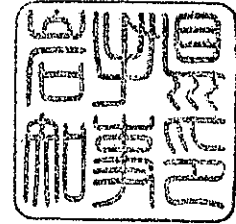


水振第 593 号
令和 5 年 12 月 4 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 4 号及び第 12 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

かじき等流し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる次のかじき等流し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 年 月 日

岩手県

1 かじき等流し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かじき等流し網漁業	まぐろ、かじき、かつお、さめ	流し網	岩手県 沖合海面	5月1日 から8月 31日まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者	1
							宮城県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年1月9日から令和6年2月8日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年3月1日（令和6年3月2日以降の場合は許可の日）から令和7年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 東経142度59分47秒の線以東を除く岩手県沖合海面においては、操業してはならない。

(イ) 海中における流し網の長さの合計は6キロメートルを超えないようにしなければならない。

(ウ) 流し網の網目の長さ15センチメートル以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。

(エ) 敷設した流し網に係る次の①及び②に掲げる浮標に、それぞれ①及び②に定めるものを水面上1.5メートル（様式第1号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。

① 両端部の浮標

昼間にあっては、様式第1号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあっては白色の灯火（夜間におい

て、視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。)及びレーダー反射板。

② 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標

昼間にあつては様式第1号による標識、夜間にあつては白色の灯火。

(オ) 投網後揚網するまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 県内に住所を有する者で許可又は起業の認可を申請しようとするものは、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。県外に住所を有する者で許可等を受けようとするものは、その住所を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 年 月 日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の 種類 その他 の漁業 の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数
水産動 植物の 種類								
かご漁業	たこ等	かご	第一種共同漁業権一共第1号、一共第2号、一共第3号、一共第4号及び一共第5号の免許区域内の海域	1月1日 から12月 31日まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
			第一種共同漁業権一共第6号の免許区域内の海域					
			第一種共同漁業権一共第7号の免許区域内の海域					
			第一種共同漁業権一共第8号の免許区域内の海域					
			第一種共同漁業権一共第9号の免許区域内の海域					

第一種共同漁業権一共第 10 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 11 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 12 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 13 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 14 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 15 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 16 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 17 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 18 号の免許区域内の海域
第一種共同漁業権一共第 19 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 20 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 21 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 22 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 23 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 101 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 102 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 103 号及び一共第 104 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 105 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 106 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 107 号の免許区域内の海域			
		岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

第一種共同漁業権一共第109号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第111号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第111号及び一共第112号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第201号、202号及び203号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第202号、203号及び204号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第205号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第206号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第301号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第301号及び一共第302号の免許区域内の海域		
第一種共同漁業権一共第302号及び一共第303号の免許区域内の海域		
	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

		第一種共同漁業権一第 303 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 304 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 305 号及 び一第 306 号の免許区域内の海 域				
		第一種共同漁業権一第 306 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 307 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 308 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 309 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一第 310 号の 免許区域内の海域				

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和 6 年 3 月 1 日（令和 6 年 3 月 2 日以降の場合は許可の日）から、令和 9 年 2 月 28 日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業区域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海

域では操業してはならない。

(イ) 雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

(ウ) 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 年 月 日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
かご漁業	アイナメ等	かご	岩手県海面	1月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	258
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	137
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	42
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	119

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年1月25日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和6年3月1日（令和6年3月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、1月1日から6月30日及び9月1日から12月31日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。

(ア)点 北緯40度27分 東経142度2.3分

(イ)点 北緯40度7.8分 東経142度7.9分

(ウ)点 北緯40度 東経142度12分

(エ)点 北緯39度45分 東経142度9.8分

(オ)点 北緯39度32.8分 東経142度10.8分

(カ)点 北緯39度28.3分 東経142度10.2分

(キ)点 北緯39度26.3分 東経142度9.1分

(ク)点 北緯39度1.8分 東経142度1.2分

(ケ)点 北緯38度58.2分 東経141度59.3分

(コ)点 北緯40度20分 東経141度56.7分

(サ)点 北緯40度15.9分 東経141度57.7分

(シ)点 北緯40度11分 東経142度

(ス)点 北緯40度9.5分 東経142度1.1分

(セ)点 北緯40度7.6分 東経142度4.5分

(ソ)点 北緯39度57.9分 東経142度6分

(タ)点 北緯39度50分 東経142度6.2分

(チ)点 北緯39度50分 東経142度5.7分

(ツ)点 北緯40度0.6分 東経142度2.6分

(テ)点 北緯40度8.7分 東経141度59.1分

(ト)点 北緯40度13.3分 東経141度56.6分

(ナ)点 北緯40度20分 東経141度53.2分

イ 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、7月1日から8月31日までの間は、次の(ニ)点から(ヘ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。

(ニ)点 北緯40度27分 東経142度4.2分

- (ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分
- (ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分
- (ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分
- (ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分
- (ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分
- (フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分
- (ヘ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分

ウ 第二種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。

エ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可の申請をする者を定めるものとする